

## 災害派遣に関する山形県知事と 陸上自衛隊第6師団長との協定書

山形県知事（以下「知事」と云う）と陸上自衛隊第6師団長（以下「師団長」と云う）との間に、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 知事は、自衛隊の実施する災害派遣の目的精神を平時より関係公共機関等に周知徹底し、災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における情報の収集）

第2条 知事は災害に関し、資料の提供その他自衛隊が行なう情報収集活動に対して積極的な援助を行なうものとする。

（知事が行なう訓練の支援）

第3条 師団長は、知事の実施する災害救助演習、水防演習等には業務に支障のない限り部隊等を参加させ、これを支援する。この場合、知事はあらかじめ当該演習の計画を通報するとともに必要とする参加部隊の人員、装備等を師団長に要請するものとする。

2. 各市町村長の計画する演習の支援については、知事はあらかじめ調整のうえ、前項より要請するものとする。

（災害発生が予想される場合の連絡）

第4条 知事は、自衛隊の災害派遣を要する災害の発生が予想される場合は、速かに師団長にその状況及び爾後の見通し等を通報するものとする。

2. 師団長は、前項の通報に基づき、必要に応じ連絡班を派遣する等の措置を講ずるものとする。

3. 師団長が連絡班を県庁に派遣した場合、知事は連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等を提供する等所要の支援を行なうものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され又は発生し、師団長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じ関係職員を当該偵察班と同行又は追及させて現地関係者との連絡調整にあたらせるものとする。

（現地責任者の指定等）

第6条 知事及び師団長は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整にあたらせるものとする。

（合同連絡所等の設置）

第7条 災害の規模、様相等により必要がある場合は、双方協議の上、現地に合同連絡所等を設置し、業務の円滑、効率的な実施をはかるものとする。

2. 合同連絡所等に必要な施設等は知事が備準するものとする。

（救援資材の集積、使用及び補償等の責任）

第8条 災害救援のため使用する資材は、知事が準備集積したものを使用するものとする。このために知事は地区毎の資材等の集積を計画しておくものとする。

2. 災害派遣において自衛隊が使用した資材については総理府令第1号(33.1.10)による外その都度協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第9条 災害派遣部隊が救援に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を利用する場合の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 知事の負担とするもの

ア 施設の借上料及び損料、電気料(施設費を含む)、汲取料、水道料及び電話料

(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議する。

昭和38年4月8日

山形県知事 安孫子 藤 吉  
陸上自衛隊第6師団長 関 口 八太郎